

下河邊トレーニングセンターオーナーズ倶楽部

会員規約

第1条(目的)

下河邊トレーニングセンターオーナーズ倶楽部(以下、「当倶楽部」という)はサラブレッドを共有し、競馬を楽しもうとする会員が集い親睦を深める事を目的とし、当会の代表を下河邊 博とします。

第2条(事務局)

事務局は、(有)下河邊トレーニングセンター(千葉県香取市)内におくものとします。

第3条(入会手続き)

当倶楽部へ入会を希望する方は、所定の申込書にて申込みをなし、入会金3万円を支払うものとします。但し入会申込み資格者は日本中央競馬会より馬主登録を受けている方に限られます。

第4条(当倶楽部所属馬)

当倶楽部所属馬(以下、「所属馬」という)の所有権は、当該所属馬の共有持分権を購入した各会員に共有的に帰属するものとし、下河邊 博もしくは下河邊行信をその共有代表馬主とします。

第5条(所属馬の持分購入手続き)

1. 各所属馬の持分口数まこれを10口とします。
2. 所属馬の共有持分(以下、「持分」という)の購入を希望する方は、所属馬の持分購入申込みをなし、当該所属馬につき定められた購入代金を支払うものとします。
3. 所属馬の代金を全額納入した時点で、会員は当該所属馬の持分を取得し、当倶楽部から持分証書の発行を受けます。

第6条(預託料)

所属馬の預託料は、2才6月1日より毎月会員がその持分に於て負担し、当月分は翌々月10日までに納入するものとします。また2才6月1日以降に当該所属馬に出資申し込みを行った場合は、契約の締結より2才6月1日まで遡って、これまでににかかった当該所属馬の預託料等を、その持分に於て負担いただきます。尚、会員は持分権を放棄する事により預託料の支払を免れる事は出来ません。

第7条(競走馬保険)

1. 所属馬は、2才6月1日より競走馬保険約款に基づく競走馬保険(死亡保険)に加入するものとします。(6月1日より翌年5月31日を保険年度とします。)共有馬主代表は、所属馬に保険事故が発生した場合、競走馬保険約款に基づき保険会社に保険金支払いの請求手続きをします。
2. 所属馬の保険金額は、2才6月1日から1年間は所持分購入代金の100%を、3才6月1日から1年間は70%、それ以降は50%を、それぞれ保険加入額とします。但し、G3以上の重賞競走に優勝した場合は、その年齢にかかわらずその加入額を持分購入代金の100%に変更します。尚、障害馬となった時点で保険は解約となります。
3. 会員は購入した所属馬につき、当該年度分の保険料を持分に於て負担して頂きます。又、前項記載の事由により保険加入額が保険期間中に変更となる場合も、保険料の不足額を持分に於て負担していただきます。競走馬保険約款に基づき支給された保険金は全額持分に於て会員に配当されます。
4. 所属馬に不慮の事故などが起こった場合は、支給された保険金を持ってその損害全てに対する補填とし、会員は本倶楽部及びその関係者に対し何ら請求しないものとします。

第8条(賞金の配当等)

1. 会員に対する賞金の配当は、所属馬が獲得した賞金(出走奨励金、付加賞金等を含む。以下同じ)から進上金、源泉税及び当倶楽部手数料(3%)を控除した金額を持分に於て清算し、会員指定の口座に翌月末に振込みの方法で支払われます。尚、地方競馬指定交流競走及び外国競走に出走した場合は、例外的に翌々月末以降の配当となります。
2. 所属馬がG1重賞競走に優勝した場合、会員は一般馬主慣行に従った祝儀、祝賀会などに要する費用(実費)をその賞金の20%を超えない範囲内にて持分に於て負担するものとします。
3. 競走馬に対して規定されている事故見舞金、特別出走手当は、全額持分に於て会員に配当されます。

4. 第1項、第3項及び第12条に掲げる配当は、いずれも持分購入代金及び納入期限が到来した預託料が完納されるまでは、保留されるものとします。従って、たとえ当該所属馬が賞金を受けていても、上記の納入がない場合には、これを滞納とみなして、第14条(会員資格の失効等)が適用される事があります。尚、完納後は、当倶楽部事務局の手続きに従って配当されるものとします。
5. 所属馬が獲得した賞品、副賞の内、純金メダル及び競馬会賞品(寄贈賞品、参加賞等は除く)については、当該馬の共有馬主間に帰属するものとし、その配当方法及び例外規定は、本項細則に別途定めるものとします。寄贈賞品及び参加賞については、共有代表馬主の帰属とします。

第9条(厩舎の選定)

預託厩舎の選定、入厩の可否、競走馬登録、調教、出走する競走の選定(外国における競走を含む)、騎乗騎手の選定、引退時期、売却、処分などについては、会員はこれを共有代表馬主に一任するものとします。

第10条(所属馬の海外遠征)

1. 所属馬を外国における競走に出走(以下「海外遠征」という)させる場合は共有代表馬主が決定するものとし、会員にこの決定を通知します。
2. 海外遠征の場合、進上金の取り扱いについては、遠征先のルールに従うものとし、更にJRAが交付する報奨金については、これを進上金の対象とします。また、遠征に際して生じた検疫・輸送の帯同人件費、登録料、海上保険等の経費について、会員は遠征馬の競走成績に係わりなく、これを負担するものとします。

第11条(補償の制度)

1. 所属馬が入厩の有無にかかわらず、1回もレースに出走出来ないまま引退し、その引退時までの同馬の事故見舞金、売却処分代金、買戻し代金(牝馬の場合)、その他の総収入代金が、同馬の購入代金の50%に満たない場合には、会員はその不足額につき、引退の通知がなされた日から1年以内に所属馬の購入申込みをする場合に限り、その購入代金に同不足額を充当する事が出来ます。
2. 所属馬が出走するも1回も1着となれずに引退し、その引退時までの同馬の総獲得賞金、特別出走手当、事故見舞金、売却処分代金、買戻し代金、その他の総収入が、同馬の購入代金の40%に満たない場合には、会員はその不足額につき引退の通知がなされた日から1年以内に所属馬の購入申込みをする場合に限り、その購入代金に同不足額を充当する事ができます。
3. 会員が、第1項及び第2項に定める新規持分の購入を、上記各通知がなされた日から1年以内になさない場合、又は選択した新規持分と従前の持分もしくは充充分との間の不足額を納入しない場合には、この特典は消滅するものとします。
4. 所属馬が死亡するなどして、第6条第1項規定の死亡保険金が支給される場合は本条の適用はありません。+

第12条(所属馬の引退)

1. 所有馬のうち引退した牡馬が売却可能な場合は、その売却を当倶楽部に委託するものとし、この売却代金は全額持分に応じて会員に配当されます。但し、当該牡馬が引退後種牡馬となる場合には、その売却代金、その他の利益金の40%相当額を売却手数料として当倶楽部に支払うものとし、残額を持分に応じて会員に配当するものとします。
2. 所属馬のうち、牝馬の引退時期は6歳3月を最終限度とします。牝馬が引退する場合には、その競走成績の如何にかかわらず、当倶楽部が当該牝馬の持分をその購入代金の10%相当額にて買戻し、会員はこの買戻しに応ずるものとします。但し、当該牝馬が引退する際に競走能力喪失に基づいて支給された見舞金の額が当該持分購入代金の10%相当額以上となる場合には、本項の適用はありません。また、これを下回る場合は、その差額をもって「買戻し」売却金額とします。
3. 所属馬が死亡した場合、本条の適用はありません。

第13条(再登録馬の再共用)

1. 第11条により共有関係の終了した未勝利馬又は未出走馬は、共有代表馬主の判断により再び中央競馬会の競走登録を行うこと(以下「再登録」という)を目的として地方競馬の競走用馬に売却、転籍することがあり、再登録に際して共有代表馬主は、当該馬を共有していた従前の共有会員(会員資格を継続して有している方に限る。以下同じ)に限定し、再び共有者として募る事が出来るものとします。尚、従前の共有会員がかかる再共有者の募集に応ずるかどうかは自由とします。
2. 前項記載の再共有に係わる売買契約に際しては、第6条に規定する競走馬保険には加入しません。

3. 第1項記載の共有会員の再募集に係わる売買契約に際しては、第11条に規定する補償の制度の適用はありません。
4. 第1項記載の再共有に係わる売買契約に際しては、前条第2項に規定するいわゆる「牝馬の買戻し」は適用せず、共有者たる会員が再度購入した所属馬が抹消、処分及び返還を迎えるに至った場合は、生産者に無償で譲渡されます。
5. 第1項記載の再共有に応じた会員は、地方競馬の競走馬登録を抹消した翌日から預託料、輸送費など諸経費を負担するものとします。

第14条(会員資格の失効等)

1. 会員が第5条、第6条、第7条の納入義務をその各期日に履行しない場合には、同期日から納入済みに至るまで、当該債務に対し年率10%の割合による遅延利息を支払うものとします。
2. 会員が前項の納入義務をその各期日から2ヶ月以上滞納した場合及び日本中央競馬会の馬主登録から抹消された場合には、その会員資格を失効するものとし、更に会員が所有していた持分権及びこれから生ずる一切の権利も消滅するものとします。この場合は、会員は速やかに持分証書を当倶楽部に返還するものとします。
3. 会員が第6条に違反するなどして当倶楽部の円滑な運営を妨げた場合、当倶楽部はかかる会員に対し退会を求める事があります。
4. 第2項により会員資格が失効した方の持分権及び第3項により退会になった方の持分権は、夫々の会員資格の失効及び退会と同時に共有代表馬主に帰属するものとします。

第15条(持分の譲渡)

持分の譲渡は、所定の方法に従い、当倶楽部に事前の承認を得て行うものとし、会員間においてのみ可能とします。(名義書換手数料1万円/1口当り)。

第16条(納入済み代金等)

会員が納入した入会金、持分購入代金、預託料、保険料、当倶楽部手数料、等は理由のいかんに関わらず返還いたしかねます。

第17条(管轄権を有する裁判所)

紛議については、千葉地方裁判所を管轄裁判所とします。

第18条(規約の変更)

本規約は必要に応じて変更される事があります。但し、本規約が変更になった場合でも、会員が既に持分を取得した所属馬については、当該馬が登録を抹消されるまでの間は、従前の規定を適用します。

会員規約8条5項に定める細則

第1条(基本理念)

1. 純金メダル及び金製品、宝飾品等いわゆる日本中央競馬会賞品(以下「賞品」という)については、受賞馬の共有馬主間に帰属するものとします。但し、冠スポンサー提供の寄贈品のほか、参加賞、優勝馬のレイ、賞状及びビデオテープ等については共有代表馬主の帰属とします。
2. 当倶楽部は受賞馬の共有馬主(以下「共有馬主」という)の内より、第2条第1項及び第2項に定める手続きに従い賞品購入者1名を募り売却します。売却代金は、本条第3項記載の事務経費を控除の上、持分口数に応じて共有馬主に配当されます。
又、やむを得ず購入者が特定出来ない場合においては、純金メダル及び金製品については市中(金製品取扱い専門店)にて売却します。又、金製品以外の宝飾品等の賞品で、第2条第3項の手続きを経てもなお購入者が特定出来ない場合に当ってはやむをえない事として日本中央競馬会(JRA)購買価格の1割にて生産者などに適宜売却換金します。但し、優勝カップなどについて、生産者から買取りの申し出があった場合は、これを優先的な売却先とし、売却価格は第2条第2項の定めに従うものとします。
3. 当倶楽部は、売却代金の内より、賞品保管その他の事務経費として1つの受賞につき1万円(消費税込み)を控除した後、これを配当金とします。

第2条(賞品購入者の特定とその方法)

1. 当倶楽部は次項に定める基準により賞品購入者を募ります。購入希望者が複数の場合は、所定の日時に抽選を行い購入者を特定します。
2. 賞品購入価格は、純金メダル及び金製品については、市中にて換金する場合の時価相当額(金製品専門商社の取扱手数料相当額等は除く)としますが、その売却価格が、JRA 購買価格の6割に満たない場合は、JRA 購買価格の6割をもって購買価格とします。また、金製品以外の宝飾品等にあつては、JRA 購買価格を基にその6割と定めます。
3. 前項により購買者を特定出来ない場合は、純金メダル及び金製品については市中にて売却します。又、宝飾品等金製品以外の賞品は、JRA 購買価格の5割、4割、3割、2割、1割の選択制にて受賞馬の共有馬主内より購買者を募り、最も高額となる換価提示者を購買者とします。最高額提示者が複数の場合、本条第1項にない抽選とします。
4. 賞品の購入者は、購入代金を当倶楽部所定の手続きに従い、銀行振込の方法により直ちに納入します。振込の遅延ならびに購入の取り消しは出来ないものとします。
5. 前項に違反した場合、次回以降の賞品購入者になれません。また、当倶楽部はかかる違反にあたり、新たな持分購入申込みならびに会員規約第11条(補償の制度)に基づく特典の取り下げが出来るものとします。

第3条(賞品売却代金の共有馬主への配当)

配当は、第1条第3項の事務経費を控除の上、購入者から購入代金の振込を受けた月の翌月末に行います。配当金の送金事務に当っては、会員規約第8条第4項の規定を準用します。

第4条(季節要因等による事務の遅延等)

慣例として、主に1月から3月の間、純金メダル等賞品が JRA より送付されません。この間の優勝競走については4月以降の賞品受領となるため、当倶楽部は購入者の特定ならびに配当の実施をやむを得ず適宜延期する事があります。また、競走主催者が、JRA とは異なる賞品の取扱を行う場合においては、第1条ないし第3条の規定を出来るだけ準用のうえ、当倶楽部は事務を執り行います。

第5条(細則の変更)

本細則は必要に応じて変更される事があります。

会員規約第13条に定める細則

第1条(基本理念)

1. 3才以上未勝利または未出走の出走機会改善の為、地方競馬に売却、移転して勝利し、JRA が定める一定の基準を満たした上で中央競馬に再登録(以下この一連の行為を「転籍再登録」という)する事を目的に本細則を定めるものとします。
2. 共有代表馬主と会員(共有馬主)との共有関係は、当初中央競馬の競走馬登録を抹消する(以下「中央登録抹消」という)際に、会員規約12条に基づいて終了しますが、共有代表馬主は転籍再登録を目的とした共有関係の解除である旨を会員に通知します。再登録の際に共有代表馬主は、従前の共有会員に限定し、改めて再度共有する事を提案します。この従前の共有会員とは、再登録の際に本会の会員資格を有している方に限るものとします。尚、従前の共有者がかかる再共有に応じるか否かは自由とします。
3. 転籍再登録の際の地方馬主は、(有)下河邊レーニングセンターとします。
4. 本条第2項に規定する再登録は行われない場合があり、再登録の時期については、(有)下河邊レーニングセンターが判断して行うものとし、従前の共有会員はこれを承諾するものとします。

第2条(中央競馬登録抹消の際の牡馬売却代金)

転籍再登録を目的とする競走馬が牡馬の場合、会員規約第12条第1項に基づき共有代表馬主が売却し、その売却代金は1頭あたり一律30万円とします。

第3条(再登録の際の購入代金)

再登録の際の共有に係わる共有会員の購入代金は、牡馬の場合は前条に定める売却代金相当額とし、牝馬の場合は、会員規約第12条第2項に規定する売却代金とします。尚、中央競馬登録抹消の際に会員規約第11条に定める補償の制度に該当した場合については、この補償の制度相当額を前記売却代金に加算した合計額と定めます。

第4条(細則の変更)

本細則は、必要に応じて変更される事があります。

〔注意事項〕

再登録の際の新たな共有関係に伴う売買契約においては、会員規約第13条第項から第4項に掲げる事項を除いては、変わらず会員規約が適用されます。また、本条細則の運用に伴い、以下の点にご注意下さい。

- 会員規約第12条第2項に規定するいわゆる「牝馬の引退時期」は、変わらず6才3月とします。
- 転籍再登録を目的とした中央競馬の登録抹消に際しては、競走馬登録抹消に係わる事故見舞金(支給規定16号)の交付額は、馬主相互会の支給規定により、いわゆる B 支給となるため、A 支給による満額交付とはなりません。また、再登録馬の中央競馬登録抹消に際しては、A 支給の額から B 支給交付相当額を除いた金額の交付となりますのでご了承下さい。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

1. 個人情報の管理について

下河邨レーニングセンターオーナーズ倶楽部および下河邨レーニングセンターでは、共有馬主の皆様および当サービスをご利用いただくお客様(以下、「お客様」という)からご提供いただいた「個人情報」を細心の注意を払って適切に管理し、情報の漏えい、滅失、改ざん、き損の防止を徹底するとともに、必要かつ適切な措置を講じます。

2. 個人情報の利用について

当倶楽部にご提供いただいたお客様の個人情報は、事務局の運営やサービスを提供する上で、必要な範囲内においてのみ利用致します。また当倶楽部が、個人情報をお客様の承諾なくして第三者へ提供することはありません。ただし、法令に基づく開示要請があった場合、その他特別な理由がある場合を除きます。

3. 個人情報の委託について

発送物の代行作業を委託する場合は、厳正な調査のもと、信頼がおけると判断できる業者を選定し、個人情報が安全かつ適切に管理されるように監督を行います。

4. 改訂について

本方針は、法令の制定や変更に応じて、その一部を改訂することがあります。